

# 五島市新規就職者等支援金

※この事業はふるさとづくり寄附金を活用しています。



## 対象者

新規就職者(正規雇用)等であり、次に掲げる要件を満たす方が対象となります。

- ①市内に居住していること。
- ②5年以上市内に継続して居住する意思があること。
- ③市内に就職等した日の翌日から起算して6月を経過していること。
- ④就職先が国又は地方公共団体の機関でないこと。
- ⑤その他の団体から類似の支援金を受けておらず、今後も受ける予定がないこと。
- ⑥市税を滞納していないこと。

※新規就職者等とは、学校等を卒業し、又は退学した日の翌日から起算して3年を経過していない方で、市内で初めて就職、個人事業の開始、法人の設立又は事業の後継者として就業した方をいいます。

※申請の対象は、令和8年4月1日以後に市内で初めて就職した方となります。

## 申請方法

申請書に必要な書類を添付の上、  
商工雇用政策課へご提出ください。



詳しくは二次元バーコードから五島市公式ホームページをご覧ください。